

地域班連絡員の皆さまへの
情報提供



センター トピックス

9



(令和7年1月発行)
ひとに、ときめきを。
公益社団法人
名古屋市シルバー人材センター
業務部 ☎ 842-4688

センタートピックスは、地域班連絡員の皆さまが地域班会議の際などにも活用していただけるよう情報提供させていただくものです。センターの現況・動向などの情報を盛り込んでいます！

会員専用アプリ「smile to smile」登録キャンペーン実施中！

すでに3,200人の会員が登録しています。

2月末までに登録された方には、**Quoカード®**
1,000円分が当たる大チャンス！！

登録を
お急ぎください！



12月支部だよりにて同封しました「smile to smile登録キャンペーン」のチラシをご覧ください。（センターのホームページからもご覧いただけます）

ホームページはこちら

2月末までに登録された方のうち、抽選で500名の方に
コンビニなどで使える「QUOカード 1,000円分」をプレゼント

便利な機能をぜひご活用
ください！

☆「smile to smile」ではこんなことができます。

お知らせにはセンターからの情報がタイムリーに届きます。「支部だより」や「シルバーなごや」をいち早くご覧になれます。普段は、白黒のチラシもスマホなら鮮やかな色で読みやすい。

支部を超えた就業情報をいち早くご覧いただける機能を追加！スマホから申込みができます。電話代がかかりません。

配分金明細書がすぐにご覧になれます。郵便だといつ届くかわからないけど、スマホなら即座に着信！郵便を待つ必要はありません。

新しく請負の仕事に就くと、フリーランス法に基づき「就業条件」がここに明示されます。



個別登録相談会を支部事務所にて、開催中！ 日程等は支部だよりに掲載します。

smile to smileの登録には、6月に送りました「ログイン情報通知書」が必要です。なくされた方は支部事務所でも発行できますので、お問合せください。（個別登録相談会でも発行できます）

「フリーランス法」の施行を踏まえて 発注者・センター・会員間に関する契約関係を見直します

当センターでは、令和6年11月の「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）の施行に伴い厚生労働省から示された「シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本法方針」に基づき、会員が請負・委任の形態で就業する場合の契約方法について見直しを行います。 ※派遣事業は対象外です。

現在の請負・委任の契約は、シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する形態であり、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっております。

今後、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できるようにするため発注者・センター・会員間の契約関係を見直し（下図参照）発注者と会員との間で業務委託が行われる形式に順次変更してまいります。

なお、この見直しにより、形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じますが、実務面では現在の働き方と基本的に変わるところはありません。

※フリーランス法「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」とは？

個人が事業者（特定受託事業者。フリーランスのこと。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。発注者のこと）に対して、給付の内容（報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

新たな契約方法への移行時期は、発注者様の種別ごとに右記のように順次実施することを予定しています。

発注者	見直し時期	変更点
個人・家庭	令和7年2月(予定)	履行確認書の記載内容が一部変わりますが、会員が記載する事項に変更はありません。
公共・民間	未定	左記時期までは従来通りです（追って連絡）

